

令和6年度以降の取組について

- **物価高騰対策支援について【公設・民間】**
 - 【医療・社会福祉施設等物価高対策支援事業】
 - ・児童福祉施設等が安定して事業継続できるよう、光熱費等の物価上昇に係る経費を補助
※R4年度から継続実施
 - 【地域子ども・子育て支援事業継続支援事業】
 - ・事業の安定的継続を支援するため、高騰している物品の購入等に係る経費を補助
※1支援単位あたり50,000円（R7年度新設。準備中）

- **性被害対策について【公設・民間】**
 - ・こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るための「こども性暴力防止法」が、R8.12.25に施行される。
 - ・児童福祉法上の児童厚生施設である「児童会館」は、法律で定める性暴力防止の取組が必須となることから、児童会館の放課後児童クラブにおいては、日頃から講ずべき措置や被害が疑われる場合の対応等について整理が必要（ミニ児童会館の児童クラブ、民間児童クラブは必須ではなく任意）

- **医療的ケア児の受入れ状況について【公設】**
 - ・公設児童クラブにおいては、医療的ケアを必要とする児童について、利用時に看護師を配置し、利用しやすい環境を整備している。
 - ・R2年度から事業を実施し、R5年度からは、土曜日を含む週6回の利用を可能とするよう、受入れ体制を整えている。（R7.11月現在、児童5人が登録）

- **常勤職員複数配置に伴う補助の拡充について【民間】**
 - ・放課後児童クラブの安定的な運営を図るとともに、職員の安定的かつ継続的な関わりを促進する観点から、常勤の放課後児童支援員を2人以上雇用し配置した場合の補助基準額がR6年度に新設された。従来の補助基準よりも高めに設定されていることから、多くの民間児童育成会において適用し、安定的な運営を図っている。